

熊本市における重症心身障がい児 (者)の現状について

平成25年7月2日
健康福祉子ども局
障がい保健福祉課

重症心身障がい児・者について

○ 重症心身障がい児については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)において、「**重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童**」とされている。

* なお、重症心身障がい者については、法令上、定義に関する明文規定はないが、基本的には、上記定義に即すると「**重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している18歳以上の者**」であると考えられる。

(参照条文)

○児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第7条 (略)

2 この法律で、障害児入所支援とは、障害児入所施設に入所し、又は指定医療機関に入院する障害児に対して行われる保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに障害児入所施設に入所し、又は指定医療機関に入院する障害児のうち知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は**重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童**(以下「**重症心身障害児**」という。)に対し行われる治療をいう。

○ 重症心身障がい児については、都立府中療育センターの大島一良氏が副院長時代に発表した「**大島の分類**」(昭和46年作成)というものがあり、以下の表のとおりであるが、この表の区分1～4に該当する人が重症心身障がい児とされている。

						知能(IQ)
						80
	21	22	23	24	25	70 境界
	20	13	14	15	16	50 軽度
	19	12	7	8	9	35 中度
	18	11	6	3	4	20 重度
	17	10	5	2	1	最重度
運動機能	走れる	歩ける	歩行障害	坐れる	寝たきり	

身体障害者手帳1級又は2級(肢体不自由)かつ療育手帳A1又はA2を所持する者の推移

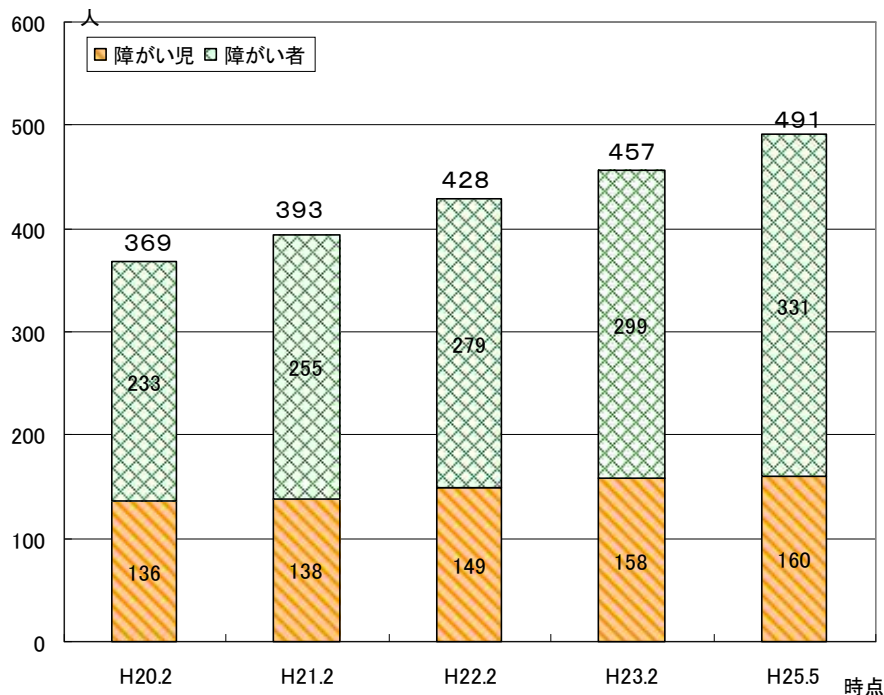
○本市における身体障害者手帳1級又は2級(肢体不自由)かつ療育手帳A1又はA2を所持する者については、平成25年5月時点で491人であり、平成20年2月時点と比較して、1.33倍増加。

○また、平成25年5月時点で、障がい児(18歳未満)は160人、障がい者(18歳以上)は331人であり、平成20年2月時点と比較して、障がい児は1.18倍、障がい者は1.42倍増加。

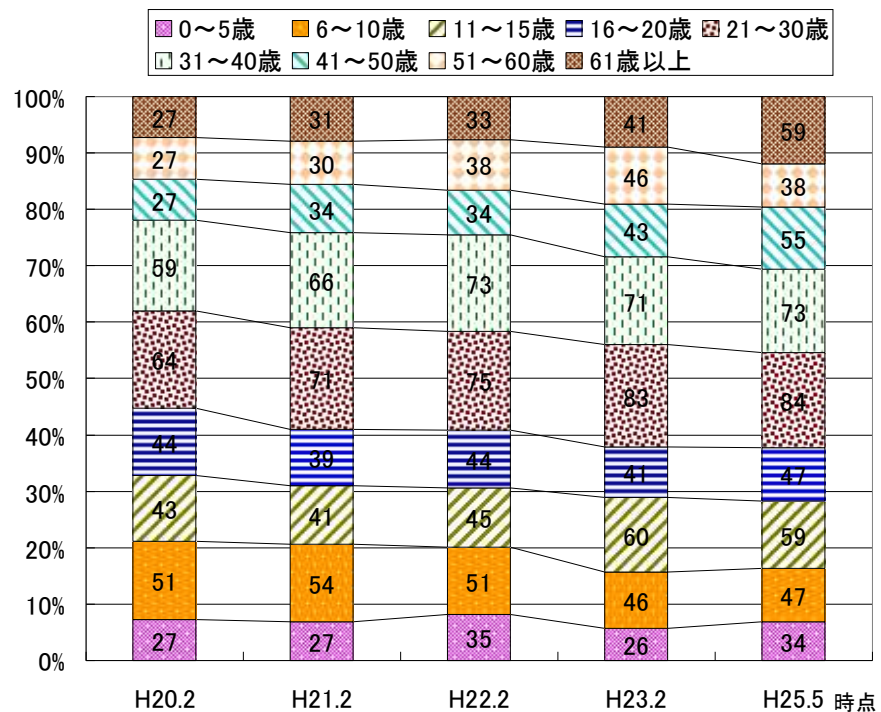
○年齢別に見ると、平成25年5月時点で、21～30歳の者が84人と最も多く、次いで、31～40歳の者(73人)、11～15歳の者及び61歳以上の者(ともに59人)となっている。

○また、41歳以上の者の全体に占める割合は、平成20年2月時点で22.0%であったが、平成25年2月時点で31.0%と9.0ポイント増加。

身体障害者手帳1級又は2級(肢体不自由)かつ療育手帳A1又はA2を所持する者の推移



身体障害者手帳1級又は2級(肢体不自由)かつ療育手帳A1又はA2を所持する者(年齢別)の推移



障害者・障害児に対する福祉サービスの体系

《障害者総合支援法》(平成25年4月～)

市町村

障害福祉サービス

- | | |
|--|---|
| 〔介護給付〕 | 〔訓練等給付〕 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護 ・同行援護 ・療養介護 ・短期入所 ・共同生活介護 | <ul style="list-style-type: none"> ・重度訪問介護 ・行動援護 ・生活介護 ・重度障害者等包括支援 ・施設入所支援 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・自立訓練(機能訓練・生活訓練) ・就労移行支援 ・就労継続支援(A型・B型) ・共同生活援助 | |

相談支援

- ・地域移行支援、地域定着支援
- ・サービス利用支援、継続サービス利用支援

補装具

地域生活支援事業

- | | | |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援 ・移動支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション支援 ・地域活動支援センター | <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活用具 ・福祉ホーム 等 |
|--|---|---|

支援

- ・広域支援
- ・人材育成 等

都道府県

《児童福祉法》

市町村

障害児通所支援

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援

障害児相談支援

- ・障害児支援利用援助
- ・継続障害児支援利用援助

都道府県

障害児入所支援

- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設

障害者
障害児

障害福祉サービスの体系

訪問系	居宅介護(ホームヘルプ)	利用者	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
	重度訪問介護	利用者	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う
	同行援護 ※平成23年10月施行	児者	重度の視覚障害のある人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
	行動援護	児者	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
	重度障害者等包括支援	児者	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う
日中活動系	短期入所(ショートステイ)	児者	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
	療養介護	利用者	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う
	生活介護	利用者	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
施設系	施設入所支援	利用者	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
居住系	共同生活介護(ケアホーム)	利用者	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
	共同生活援助(グループホーム)	利用者	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う
訓練系・就労系	自立訓練(機能訓練)	利用者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う
	自立訓練(生活訓練)	利用者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う
	就労移行支援	利用者	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
	就労継続支援(A型＝雇用型)	利用者	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
	就労継続支援(B型)	利用者	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う

(注) 1. 表中の「利用者」は「障害者」、「児者」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。

児童発達支援の概要

- 従来の各障害別に分かれていた障害児通園施設・事業については、「児童発達支援」に一元化し、様々な障害があっても身近な地域で適切な支援が受けられるようにする。
- 児童発達支援には、従来の事業形態等を踏まえて、①児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センター、②その他の児童発達支援事業の2類型。

1. 各障害別から3障害対応

- ・身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む）
* 手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象
- ・障害特性へのきめ細かい配慮を行いつつ、様々な障害を受け入れ通所支援を提供
* 3障害対応を原則とするが、障害の特性に応じた支援の提供も可能

2. 地域支援体制の強化

(1) 児童発達支援センター

- ◆ 通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、
 - ①地域にいる障害児や家族への支援、
 - ②地域の障害児を預かる施設に対する支援を実施するなどの地域支援を実施
- ◆ 関係機関等と連携を図りながら重層的な支援を提供するとともに、児童発達支援事業との支援ネットワークを形成するなど、地域支援体制を強化

(2) 児童発達支援事業

- ◇ 専ら通所利用の障害児に対する支援を行う身近な療育の場として位置づけ
- ◇ 児童発達支援センターよりも緩やかな実施基準とし、児童発達支援事業の設置を促進
- ◇ 児童発達支援センターとの支援ネットワークにより地域をカバー（児童発達支援センターからの支援等により質も向上）

3. 小規模ニーズへの対応

利用定員を10人以上

（* 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所の場合は5人以上（重症心身障害児者通園事業からの移行を想定。））

放課後等デイサービスの概要

○ 事業の概要

・ 学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進。

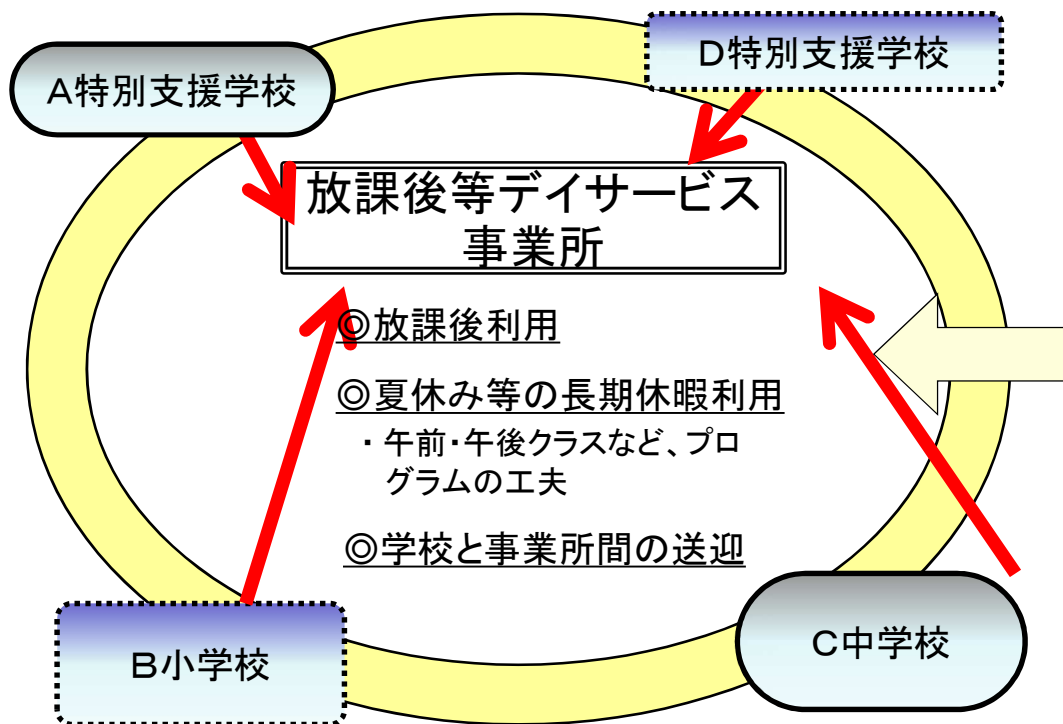
○ 対象児童

学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児
(* 引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは満20歳に達するまで利用することが可能)

○ 利用定員

10人以上

※児童デイサービスからの移行を考慮



○ 提供するサービス

◆ 学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等

- ① 自立した日常生活を営むために必要な訓練
- ② 創作的活動、作業活動
- ③ 地域交流の機会の提供
- ④ 余暇の提供

◆ 学校との連携・協働による支援(学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性)

障害福祉サービス等の受給者数の推移

○身体障害者手帳1級又は2級(肢体不自由)かつ療育手帳A1又はA2を所持する者について、障害福祉サービス等の受給者数は平成25年5月時点で357人であり、平成20年2月時点と比較すると、約1.9倍の増加。

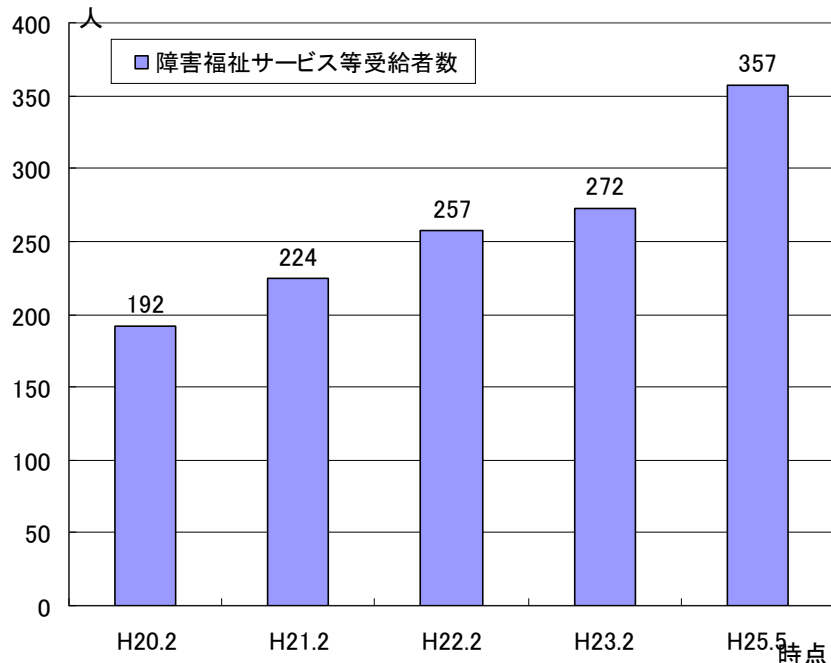
○また、通所・訪問系サービス(生活介護、児童発達支援、短期入所、居宅介護、重度訪問介護等)と入所(療養介護、施設入所支援等)別に見ると、平成25年5月時点で通所・訪問系サービスの利用者が230人、入所の者が127人と増加傾向。

○特に、通所・訪問系サービスを利用する障がい児は、平成25年5月時点で112人であり、平成20年2月時点と比較して、約1.8倍の増加、また、入所の者は、平成20年2月時点と平成25年5月時点と比較すると、約2.8倍の増加。

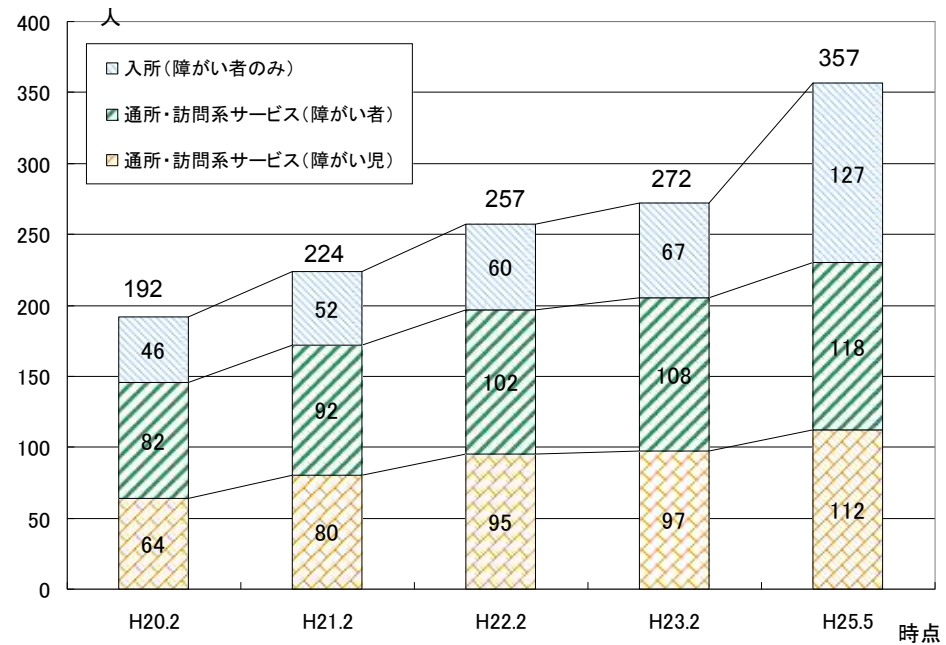
(なお、障がい児の施設入所者は、平成25年5月時点で26人(施設との契約による者:18人、児童相談所の措置による者:8人。)

○なお、平成23年2月時点と平成25年5月時点を比べると、障害福祉サービス等の受給者数が急増しているが、これは、平成24年4月の改正障害者自立支援法の施行により、それまでの障害児施設に入所していた18歳以上の者については、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを提供することとなったこと等によるもの。

身体障害者手帳1級又は2級(肢体不自由)かつ療育手帳A1又はA2を所持する者の障害福祉サービスの受給者数の推移



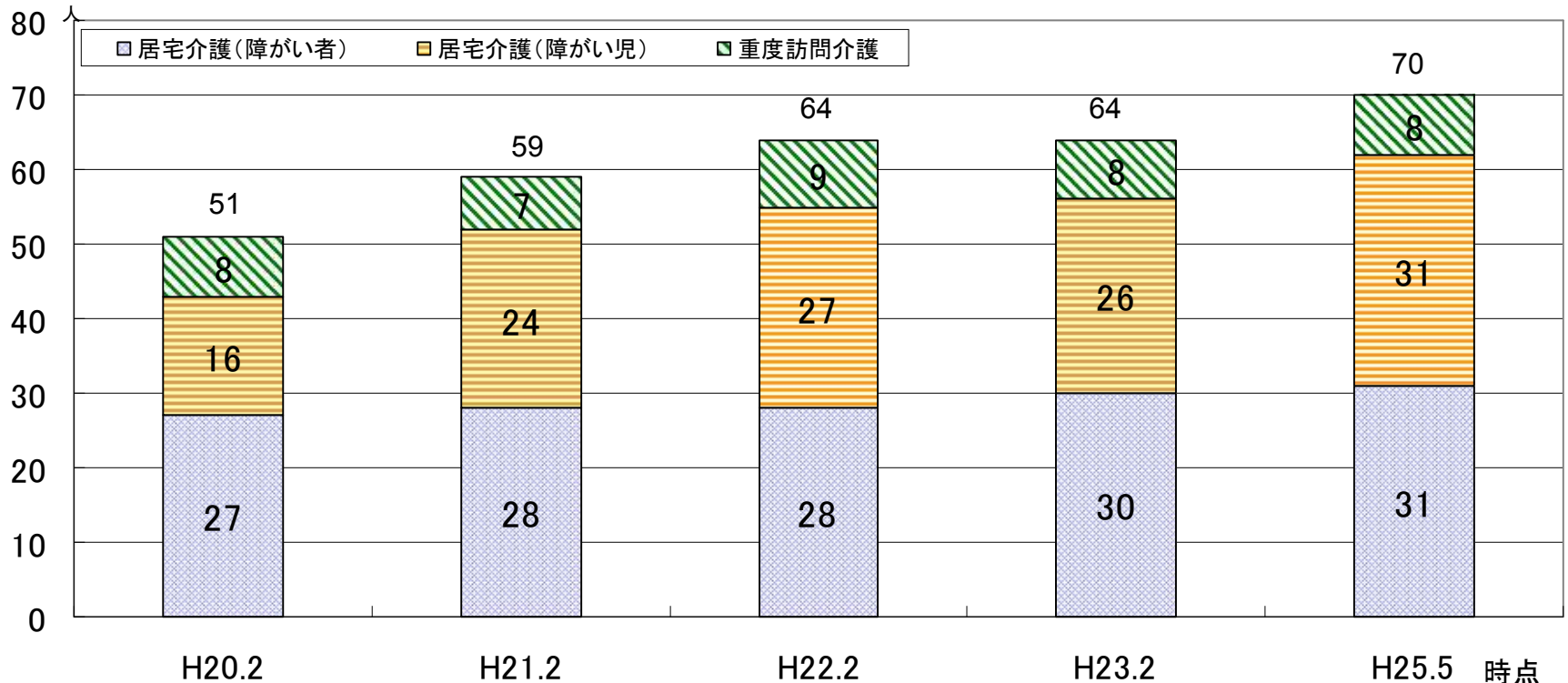
身体障害者手帳1級又は2級(肢体不自由)かつ療育手帳A1又はA2を所持する者の障害福祉サービスの受給者数(通所・訪問系サービス(障がい児・障がい者別)・入所別)の推移



障害福祉サービス(訪問系サービス)の受給者数の推移

- 身体障害者手帳1級又は2級(肢体不自由)かつ療育手帳A1又はA2を所持する者について、障害福祉サービス(訪問系サービス)の受給者数は平成25年5月時点で70人であり、平成20年2月時点と比較すると、約1.4倍の増加。
- 居宅介護については、平成25年5月時点で62人(障がい児・障がい者ともにそれぞれ31人)、平成20年2月時点と比較すると、約1.4倍の増加。

身体障害者手帳1級又は2級(肢体不自由)かつ療育手帳A1又はA2を所持する者の障害福祉サービス(訪問系サービス)の受給者数の推移



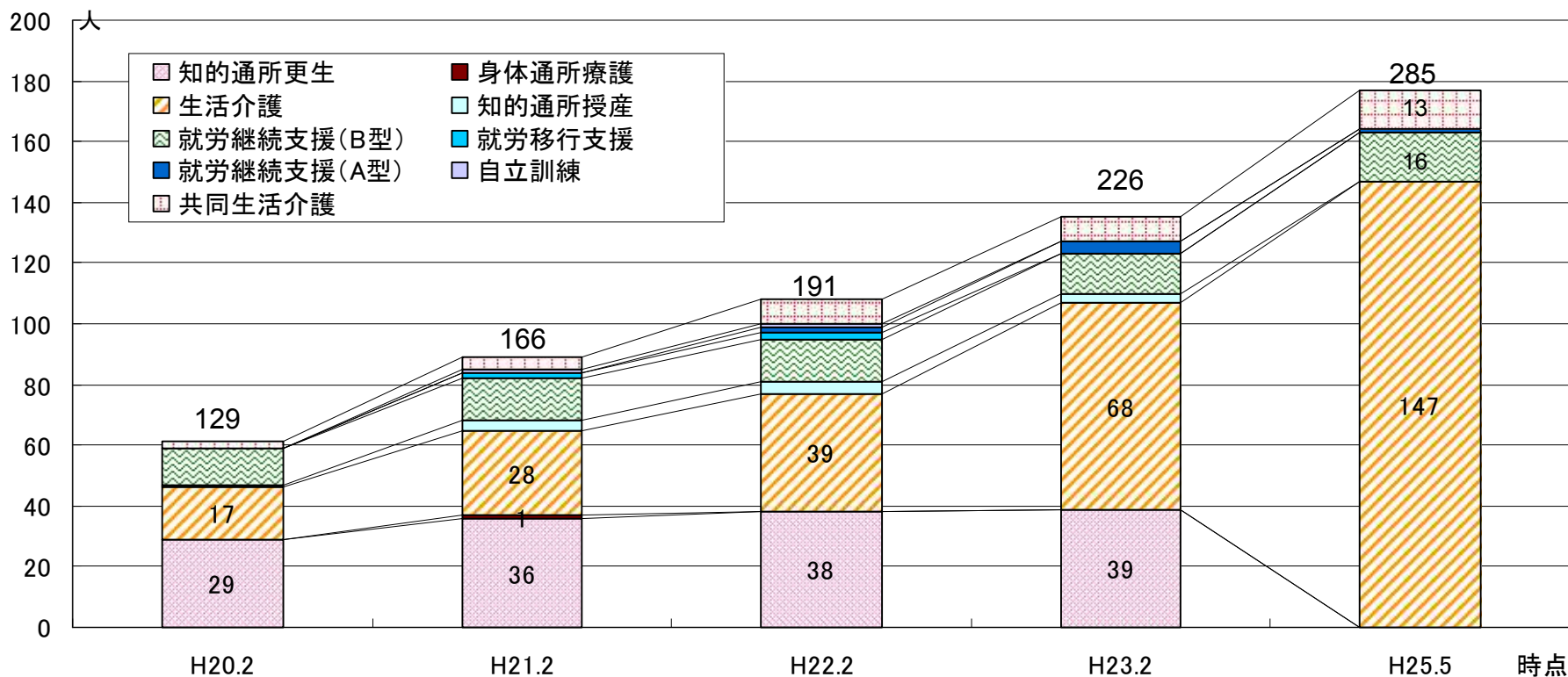
障害福祉サービス(日中活動系サービス等)の受給者数の推移

○身体障害者手帳1級又は2級(肢体不自由)かつ療育手帳A1又はA2を所持する者について、障害福祉サービス(日中活動系サービス等)の受給者数は平成25年5月時点で285人であり、平成20年2月時点と比較すると、約2.2倍の増加。

○各サービスについて、平成25年5月時点で、生活介護は147人、就労継続支援B型は16人、共同生活介護は13人。

○なお、「知的通所更生」、「身体通所療護」、「知的通所授産」は旧体系のサービスであり、平成24年3月までに新体系サービス(生活介護、就労継続支援B型等)に移行している。

身体障害者手帳1級又は2級(肢体不自由)かつ療育手帳A1又はA2を所持する者の障害福祉サービス(日中活動系サービス等)の受給者数の推移



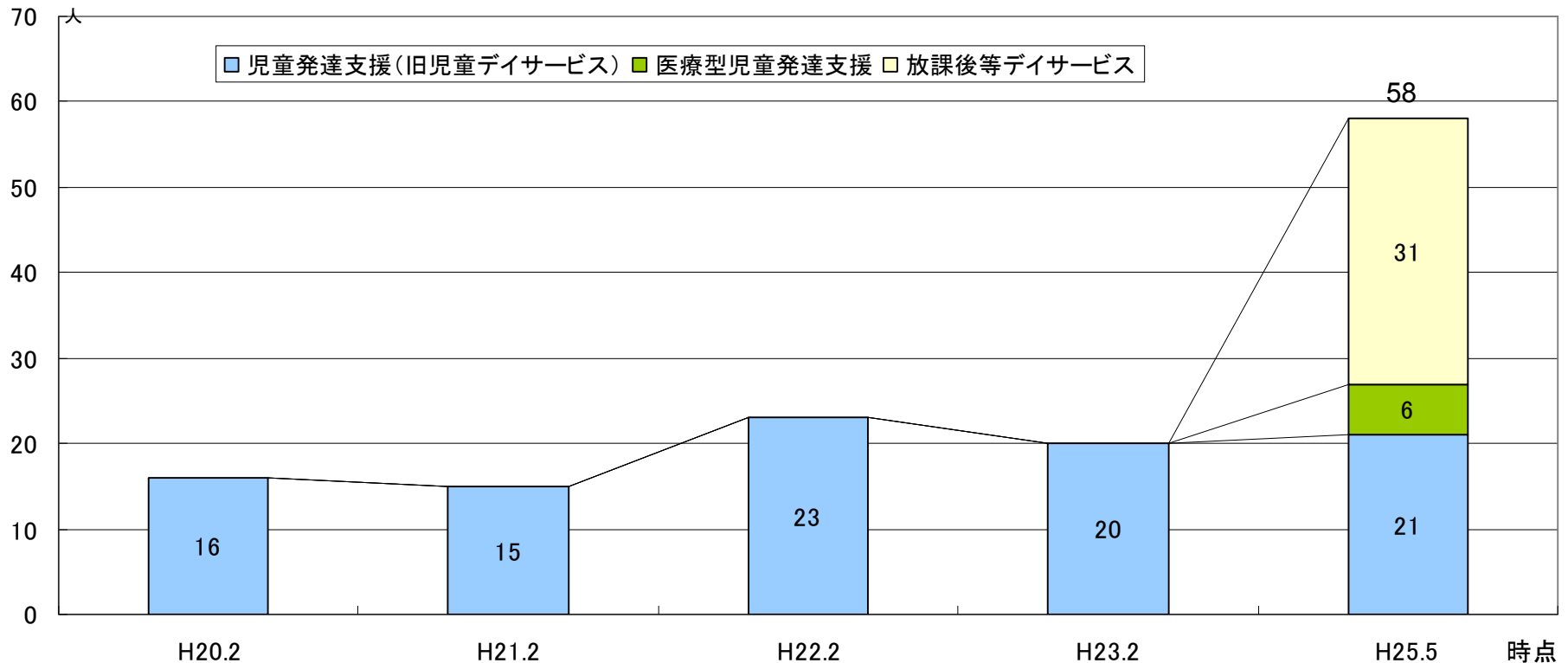
障害児通所支援の受給者数の推移

○身体障害者手帳1級又は2級(肢体不自由)かつ療育手帳A1又はA2を所持する者について、障害児通所支援の受給者数は平成25年5月時点で58人。

○各サービスについて、平成25年5月時点で、児童発達支援(平成23年度前は児童デイサービス)は21人、医療型児童発達支援は6人、放課後等デイサービスは31人。

○なお、児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、改正児童福祉法により、平成24年4月から新設されたサービスである。

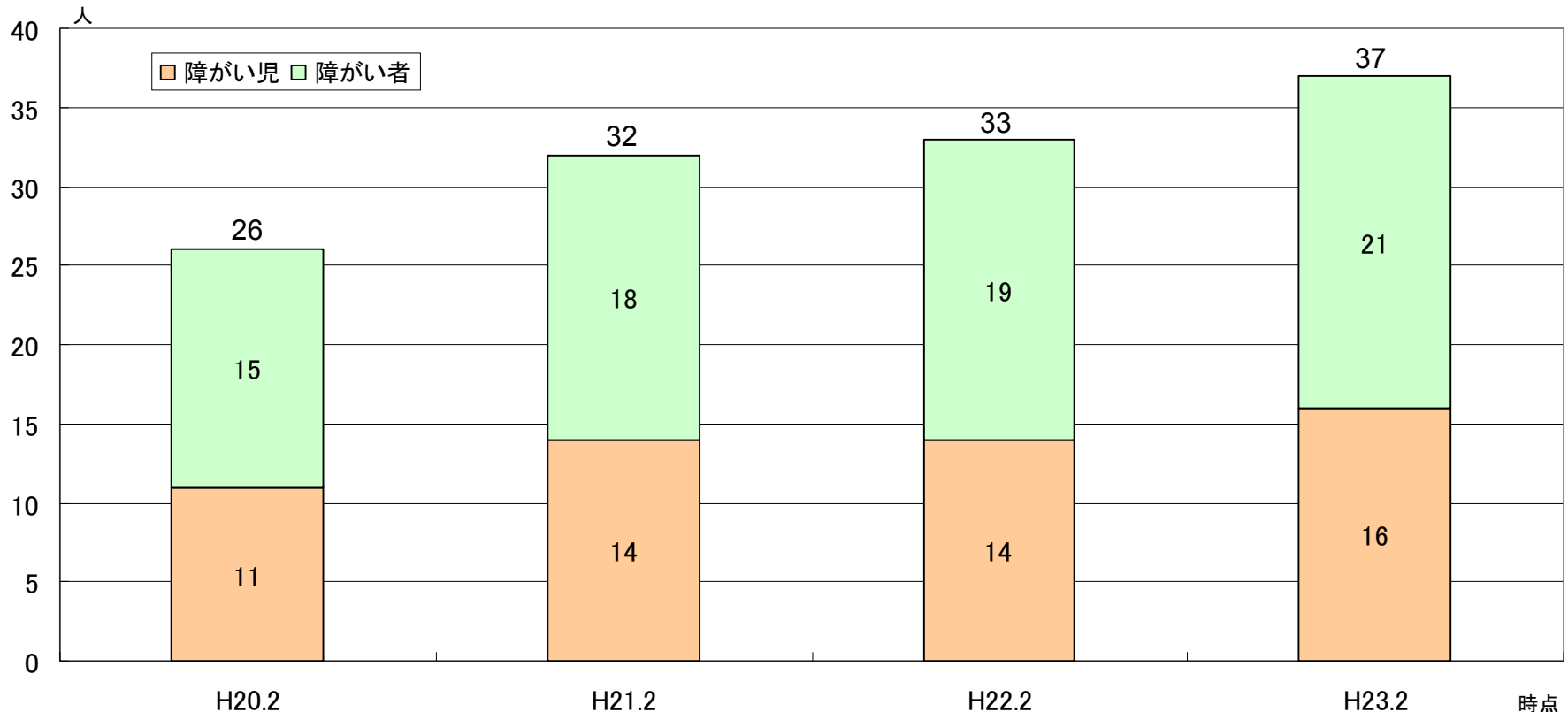
身体障害者手帳1級又は2級(肢体不自由)かつ療育手帳A1又はA2を所持する者の障害福祉サービス(日中活動系サービス等)の受給者数の推移



(参考)平成23年度までの重症心身障害児(者)通園事業(補助事業)

- 在宅の重症心身障がい児(者)に対し、通園の方法により日常生活動作、機能訓練等必要な療育を行うことにより、運動機能等の低下を防止するとともにその発達を促し、併せて保護者等の家庭における療育技術の習得を図るもの(実施主体:都道府県・指定都市・中核市)であり、本市としても実施。
- 平成24年4月の児童福祉法の一部改正により、従来国庫補助事業で実施してきた本事業は、「児童発達支援」として法定化。
- また、本事業については、18歳以上の障がい者も利用していたことから、平成24年4月以降は、障害福祉サービス(生活介護)として対応。

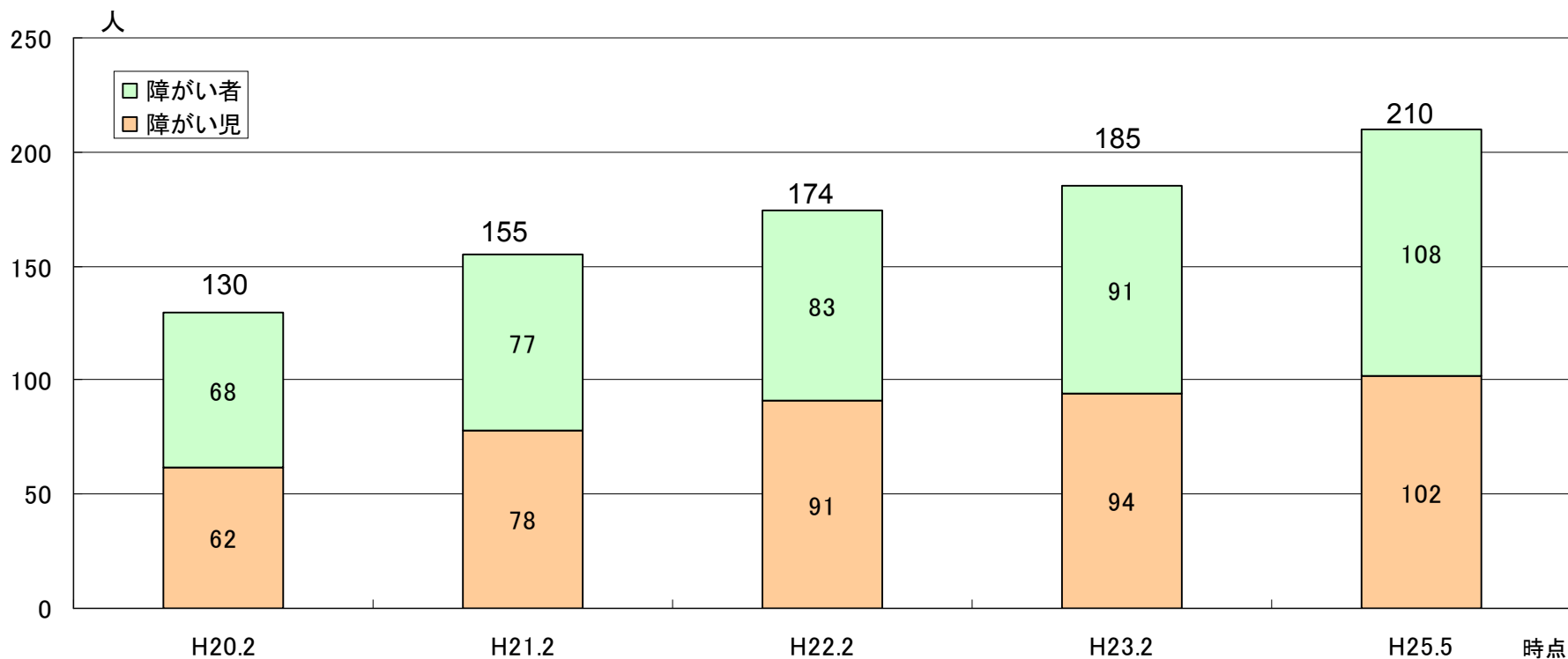
重症心身障害児(者)通園事業の登録者の推移



障害福祉サービス(短期入所)の受給者数の推移

○身体障害者手帳1級又は2級(肢体不自由)かつ療育手帳A1又はA2を所持する者について、障害福祉サービス(短期入所)の受給者数は平成25年5月時点で210人であり、平成20年2月時点と比較すると1.6倍の増加。
○また、障がい児については、平成25年5月時点で102人、障がい者については、平成25年5月時点で108人であり、平成20年2月時点と比較すると、ともに1.6倍の増加。

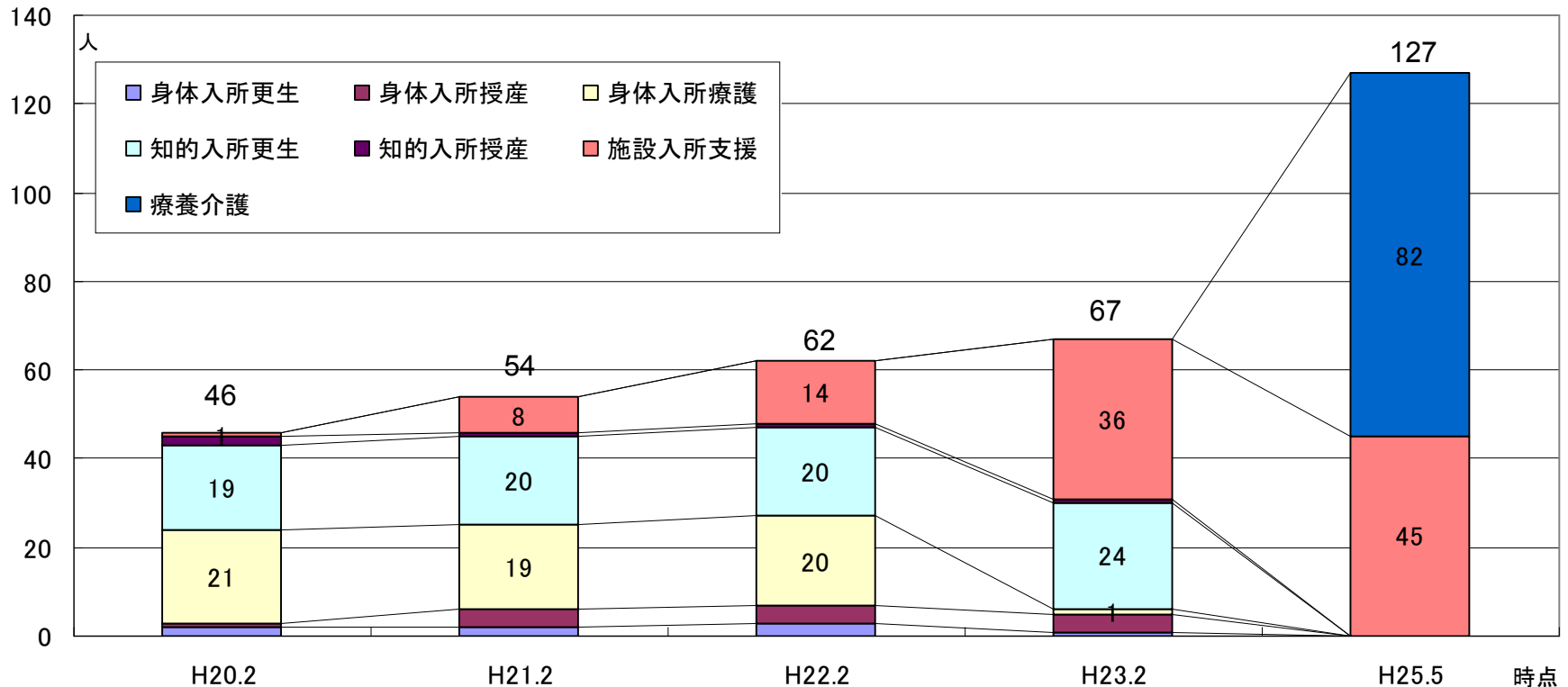
身体障害者手帳1級又は2級(肢体不自由)かつ療育手帳A1又はA2を所持する者の障害福祉サービス(短期入所)の受給者数の推移



障害福祉サービス(入所系サービス)の受給者数の推移

- 身体障害者手帳1級又は2級(肢体不自由)かつ療育手帳A1又はA2を所持する者について、障害福祉サービス(入所系サービス)の受給者数は平成25年5月時点で127人。
- 各サービスについて、平成25年5月時点で、施設入所支援は45人、療養介護は82人である。
- なお、「身体入所更生」、「身体入所授産」、「身体入所療護」、「知的入所更生」は、旧体系のサービスであり、平成24年3月までに新体系サービスに移行している。

身体障害者手帳1級又は2級(肢体不自由)かつ療育手帳A1又はA2を所持する者の障害福祉サービス(入所系サービス)の受給者数の推移



障害福祉サービスの体系

<旧サービス> (支援費制度等)

居宅サービス

ホームヘルプ(身・知・児・精)

デイサービス(身・知・児・精)

ショートステイ(身・知・児・精)

グループホーム(知・精)

施設サービス

重症心身障害児施設(児)

療護施設(身)

更生施設(身・知)

授産施設(身・知・精)

福祉工場(身・知・精)

通勤寮(知)

福祉ホーム(身・知・精)

生活訓練施設(精)

新体系へ移行(24年3月までの期間内)

<新サービス> (障害者自立支援法)

訪問系

【介護給付】

- ホームヘルプ(居宅介護)
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 児童デイサービス
- 重度障害者等包括支援
- ショートステイ(短期入所)

日中活動系(昼間)

以下から一又は複数の事業を選択

【介護給付】

- 療養介護(医療型)
※ 医療施設で実施
- 生活介護(福祉型)

【訓練等給付】

- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- 就労移行支援
- 就労継続支援(A型、B型)

【地域生活支援事業】

- 地域活動支援センター

居住系(夜間)

【介護給付】

- 共同生活介護
- 施設入所支援

【訓練等給付】

- 共同生活援助

【地域生活支援事業】

- 福祉ホーム

※この他、地域生活支援事業として移動支援等を制度化

(参考)

障害児施設・事業の一元化 イメージ

○ 障害児支援の強化を図るため、従来の障害種別で分かれていた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化。

<< 障害者自立支援法 >> 【市町村】

児童デイサービス

<< 児童福祉法 >> 【都道府県】

知的障害児通園施設

難聴幼児通園施設

肢体不自由児通園施設(医)

重症心身障害児(者)通園事業(補助事業)

知的障害児施設
第一種自閉症児施設(医)
第二種自閉症児施設

盲児施設
ろうあ児施設

肢体不自由児施設(医)
肢体不自由児療護施設

重症心身障害児施設(医)

通所サービス

入所サービス

<< 児童福祉法 >> 【市町村】

障害児通所支援

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援

【都道府県】

障害児入所支援

- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設

(医)とあるのは医療の提供を行っているもの

補装具費支給制度

■事業内容

補装具は、身体障害者及び身体障害児の失われた身体機能を補完又は代替する用具であり、身体障害者の職業その他日常生活の能率の向上を図ることを目的として、また、身体障害児については、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長すること等を目的として使用されるものであり、市町村は、補装具を必要とする身体障害者及び身体障害児に対し、補装具費の支給を行う。

■対象者 補装具を必要とする身体障害者、身体障害児

■実施主体 市町村

■補装具

次の3つの要件に該当するもの

- ・身体機能を補完し、又は代替し、かつその身体への適合を図るように製作されたもの
- ・身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるもの
- ・医師等による専門的な知識に基づき意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるもの

■補装具の種目

義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置

補装具の支給者数について

身体障害者手帳1級又は2級(肢体不自由)かつ療育手帳A1又はA2を所持する者について、平成25年5月末までに補装具の支給決定を受けた方は以下のとおり。

種類	障がい児	障がい者	総支給者数
装具	43人	45人	88人
座位保持装置	81人	98人	179人
座位保持椅子	9人	0人	9人
起立保持具	1人	0人	1人
車椅子	110人	142人	252人
電動車椅子	1人	9人	10人
歩行器	24人	10人	34人
歩行補助杖	0人	1人	1人
補聴器	4人	2人	6人
重度障害者用意思伝達装置	0人	2人	2人
計	273人	309人	582人

日常生活用具給付等事業

■事業内容

地域の実情や障害者等の状況に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業の必須事業として、日常生活上の便宜を図るため、特殊寝台、入浴補助用具、盲人用体温計、点字器、ストーマ装具などの日常生活用具を給付又は貸与する。

■対象者 日常生活用具を必要とする障害者、障害児

■実施主体 市町村

■対象種目 次の3つの要件を満たす6種の用具

【用具の要件】

- ・安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの
- ・日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの
- ・製作や改良、開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの

【用具の種目】

種目	用具の用途及び形状
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット等の身体介護を支援する用具
自立生活支援用具	入浴補助用具等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器等の在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストーマ装具等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な改修を伴うもの

※具体的な対象種目等については、市町村の判断により決定することができる。

日常生活用具の支給者数について

身体障害者手帳1級又は2級(肢体不自由)かつ療育手帳A1又はA2を所持する者について、平成25年5月末までに日常生活用具の支給決定を受けた方は以下のとおり。

種類	障がい児	障がい者	支給者数
特殊寝台	6人	14人	20人
特殊マット	3人	5人	8人
入浴担架	1人	0人	1人
体位変換器	3人	2人	5人
移動用リフト	0人	1人	1人
訓練いす	9人	0人	9人
訓練用ベッド	4人	0人	4人
入浴補助用具	20人	18人	38人
便器	0人	2人	2人
頭部保護帽	4人	3人	7人

種類	障がい児	障がい者	支給者数
移動・移乗支援用具	2人	9人	11人
特殊便器	0人	3人	3人
ネブライザー(吸入器)	15人	6人	21人
電気式たん吸引器	26人	13人	39人
パルスオキシメーター	1人	0人	1人
携帯用会話補助装置	10人	5人	15人
情報・通信支援用具 (パーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト)	1人	0人	1人
ストーマ装具 (蓄便袋、蓄尿袋)	0人	1人	1人
紙おむつ等	96人	54人	150人
居宅生活動作補助用具	1人	8人	9人
計	202人	144人	346人

日中一時支援・訪問入浴サービスについて

地域生活支援事業において、本市においては、法律上、任意事業である日中一時支援や訪問入浴サービス等を実施。

○日中一時支援:介護する者が病気や静養、就労などの事由により介護できない場合の日中の保護及び必要な介護を施設で実施するもの。

＜対象者＞

日中に監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者及び障がい児

○訪問入浴サービス:入浴が困難な障がい者及び障がい児に、入浴車を派遣して入浴サービスを提供するもの。

＜対象者＞

寝たきり等で、自宅での入浴が困難な重度の障がい者・障がい児

身体障害者手帳1級又は2級(肢体不自由)かつ療育手帳A1又はA2を所持する者の日中一時支援及び訪問入浴サービスの受給者数(平成25年4月時点)

	日中一時支援	訪問入浴サービス
障がい児	97人	6人
障がい者	57人	8人
合計	154人	14人

特別児童扶養手当等の支給状況

	特別児童扶養手当	障害児福祉手当	特別障害者手当
目的	精神又は身体に障がい を有する児童について手 当を支給することにより、 これらの児童の福祉の増 進を図る。	重度の障がい児に対して、その 障がいのため必要となる精神的、 物質的な特別の負担軽減の一 助として手当を支給することによ り重度障がい児の福祉の向上 を図る。	特別障害者に対して所得保障 の一環として重度の障がいのた め必要となる精神的・物理的な 特別な負担の軽減の一助として 手当を支給することにより特別 障害者の福祉の向上を図る。
支給要件	1 20歳未満 2 在宅のみ 3 父母又は養護者が受 給	1 20歳未満 2 在宅のみ 3 本人が受給	1 20歳以上 2 在宅のみ 3 本人が受給
対象者	○1級:障害基礎年金の 1級に相当する障がい を有する児童 ○2級:障害基礎年金の 2級に相当する障がい を有する児童	障害基礎年金の1級に相当する 障がいより一定程度の重度の 障がい を有する児童	障害基礎年金の1級に相当する 障がい が重複している状態と同 程度の障がい を有する者
給付月額	○1級:50,400円 ○2級:33,570円	14,280円	26,260円
平成25年5月 時点支給者数	157人	187人	98人

重症心身障がい児・者施策について

熊本市障がい者プラン(計画期間:平成21年度~30年度)

第2章 生活の場を拠点とする利用者本位の支援

3 地域療育体制の整備

⑤重症心身障がい児(者)療育体制の整備

重度の障がい児(者)の生活を支援する施設が少ないため、県市相互の実施事業への受け入れを促進する等、社会資源の有効活用を図り、重症心身障がい児(者)通園事業やレスパイト事業の充実、保護者への介護技術指導への取組み等を促進します。

現行の主な取組

○ 通所支援(日中活動の支援)

- ・ 児童発達支援(旧重症心身障がい児(者)通園事業)
- ・ 生活介護

○ 入所支援

- ・ 療養介護

○ 介護を行う家族の負担軽減等

- ・ 短期入所
- ・ 日中一時支援

現状及び課題

○重度の身体障がい及び重度の知的障がい重複している者は増加及び高齢化傾向

○障がいが重度であっても、地域で生活できる支援体制の整備
○在宅で生活している重症心身障がい児・者の介護を行う家族の負担軽減
○親の高齢化又は亡くなられた後も、引き続き、地域で生活できるようにしていくこと

重症心身障がい児・者生活実態調査経費(平成25年度予算:3,300千円)

○重症心身障がい児・者生活実態調査

本市における重症心身障がい児・者及びその家族の生活実態及び障がい福祉サービス等の利用状況並びに今後のサービス利用意向等を調査

○熊本市重症心身障がい児等在宅支援検討会

・検討事項

- ①在宅の重症心身障がい児・者の生活の実態の調査に関する事
- ②これらの者への適切な支援に関する事

・委員構成

医療関係者、障がい福祉サービス関係者、リハビリテーション関係者、家族団体等の計10名程度

重症心身障がい児・者への本市及び関係者による総合的な支援体制の整備及び地域生活支援策の更なる向上策について検討

本市における重症心身障がい児・者の支援に関する課題

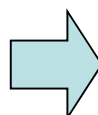
本市における医療的ケアを一定程度必要とする者の数やその医療系サービスも含めたサービス等の利用状況・利用ニーズ、加えて介護等を行うご家族も含めた生活の実態が不明確。

○身体障害者手帳1級又は2級(肢体不自由)かつ療育手帳A1又はA2を所持する者について、平成25年5月時点で、障がい者・障がい児はそれぞれ331人、160人である一方、障害福祉サービス等の受給者はそれぞれ245人、138人であり、86人、22人は本市の障害福祉サービスを受給していない状況。

○また、身体障害者手帳1級又は2級(肢体不自由)かつ療育手帳A1又はA2を所持する者については、全ての者が医療的ケアを一定程度必要とする者ではないと考えられるが、いずれにしても、医療的ケアを一定程度必要とする者の数やその必要とされる医療的ケアの内容は明らかではない。

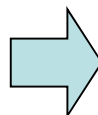
○さらに、そうした医療的ケアを必要とする者が現在、訪問看護・リハビリテーション等医療系サービスも含めたサービスの利用状況及び今後のサービスの利用意向は客観的に明らかではない。

○他方で、在宅の重症心身障がい児・者の家族の介護等の負担が増大しているが、ご家族も含めたその生活状況も客観的に明らかではない。

 **本市におけるいわゆる重症心身障がい児・者及びその家族の生活の実態及び障害福祉サービス等の利用状況・利用ニーズを把握する必要。**

いわゆる重症心身障がい児・者への支援において、福祉部門と保健・医療部門との連携が不十分。

○いわゆる重症心身障がい児・者への支援については、一定程度の医療的ケアが必要となるが、そうしたケアを行う保健・医療部門と障害福祉サービスの提供を行う福祉部門との連携が不十分。

 **本市におけるいわゆる重症心身障がい児・者及びその家族の支援について、福祉部門や保健・医療関係部門等と一体となった総合的な支援体制を構築する必要。**